

最低制限価格制度適用対象業務

長期継続契約対象業務

令和 5 年度

委託 第 48 号

老人福祉センター清掃業務委託

仕 様 書

(長期継続契約・3年)

おいらせ町 向川原 地内

お い ら せ 町

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、現状に応じ軽微な部分については、この仕様書に記載がない事項であっても、発注者が美観または建物管理上必要であると認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

施設名 おいらせ町老人福祉センター
所在地 おいらせ町向川原3-12
建物面積 1,136.75㎡
履行期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

1. 業務委託契約による清掃の種類を

- 1) 一般清掃
- 2) 特別清掃
- 3) ガラス清掃とし、業務は次のとおりとする。

① 一般清掃

毎日行うもので、床及び各部屋等の掃きそうじ、乾ふき、その他特別清掃に含まれないものの清掃、風呂の清掃もこれに含まれるが、これについては週2回の入浴日の翌日(火・金曜日)に行うものとする。

② 特別清掃

タイル張り床のワックスがけ(年1回)艶だし、その他一般清掃ではできないものの清掃。

③ ガラス清掃

年1回実施するものとする。

2. 使用材料

- 1) この作業に使用する清掃用器具及び材料は、すべて受注者の負担とし、電気水道等については、発注者の負担とする。
- 2) この作業に使用する清掃用具器具及び材料は、すべて品質良好のものでなければならない。

3. 作業基準

この作業実施にあたっては、衛生、火気の取扱い等に十分留意するとともに業務遂行にあたっては、発注者の業務に支障を来さないようにすることを前提とし、各清掃において、次の要領により実施するものとする。

4. 受注者は、月毎に「業務従事者に関する雇用状況報告書」を提出すること。

1) 一般清掃

ア、床

- ① ジュウタン類の清掃はジュウタン箒又は、電気掃除機を用い軽易に移動できる椅子・テーブル等を移動して行う。
- ② Pタイル等、化学建材使用の所は、自在箒、又は電気清掃機を用い塵芥を取り除いたあと、乾いたモップ等で乾ふきをする。

イ、壁・窓枠・ドア等

- ① 手の届く範囲内でハタキ等にて塵落としすることとし、必要に応じて雑巾がけをする。

ウ、備品及び付属品

- ① 塵払いをし、雑巾がけをする。

エ、トイレ

- ① 便器・汚物入れ・手洗い所は洗剤を用いる等として、常に清潔を保つこと。
- ② 床面はブラシがけにより洗浄し、汚染箇所は、完全に除去すること。

オ、風呂

- ① 浴槽等のタイルは、洗剤を使いブラシがけをすること。
- ② 腰掛け等も洗剤等で洗い、常に清潔にしておくこと。

カ、玄関

- ① タイル部(コンクリート部)とも、ブラシ等により洗浄し、残水が滞水しないように処理する。
- ② 下駄箱内は、泥が残らないよう常に掃き掃除をすること。

キ、マット

- ① 出入口に備え付けてあるマットは、必要に応じて水洗いをする等して泥や塵を取り除くこと。

2) 特別清掃

一般清掃で行う分の他に、日常手の届かない箇所、特に次の点を重点的に行う。

- ① タイル箇所は、ワックスがけをし、艶だしをする。
- ② 壁・天井・時計等、日常手の届かない箇所について、ハタキ等をもって塵払いをし、必要に応じて洗剤等を使い、汚れを落す。
- ③ 備品及び付属品については、汚れ等の部分は洗剤等により拭き取ること。

3) ガラス清掃

- ① ドアガラス、窓ガラス等は、両面を石鹼水、又は薬剤等で拭き乾布で磨き上げること。

※長期継続契約にかかる留意事項

1. 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。
2. この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。
 - (1) 2. の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。
 - (2) 2. の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。